

○ 沖縄振興開発金融公庫運営協議会について

昭和47年 6月16日
閣議決定
平成12年12月26日
一部改正
令和4年4月1日
一部改正

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

記

- 1 本協議会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者については、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱するものとする。
 - ・ 関係行政機関の職員 2人
 - ・ 沖縄県知事及び沖縄県議会議長
 - ・ 沖縄県各界を代表する者 9人以内
 - ・ 学識経験者 7人以内
- 2 本協議会の庶務は、内閣府において処理する。

○ 沖縄振興開発金融公庫運営協議会運営規則
(内閣総理大臣及び大蔵大臣決定)

(任 務)

第1条 沖縄振興開発金融公庫運営協議会(以下「協議会」という。)は、内閣総理大臣及び財務大臣の諮問に応じて、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)の運営に関する重要事項を審議する。

2 協議会は、前項の重要事項に関し、内閣総理大臣及び財務大臣に意見を述べることができる。

(組 織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 沖縄県知事及び沖縄県議会議長を除く委員は、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。

(委員長)

第3条 協議会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会は、原則として年4回とし、各四半期の最終月に開催する。

ただし、必要に応じ臨時に開催することができるものとする。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認める場合には、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 公庫の理事長は、いつでも協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、内閣府沖縄振興局参事官において処理する。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会にはかつて定める。

(附 則)

この規則は、昭和47年6月16日から施行する。

(附 則)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(附 則)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○沖縄振興開発金融公庫法案に対する附帯決議

昭和47年4月14日
衆議院大蔵委員会

- 1 沖縄公庫の業務運営の強化を図るため、経営の健全化に極力努めること。
- 2 沖縄公庫の運営については、沖縄県代表を含めた協議会を設けるなど地元沖縄県の意向を十分反映させるように努めること。
- 3 沖縄公庫の運営に当っては、中小・零細企業向けの資金が十分確保されるように配慮すること。
- 4 沖縄における中小企業者で円経済への移行に伴い事業活動に支障を生ずるものに対し、長期低利の特別融資を行うこと。

○沖縄振興開発金融公庫法案に対する附帯決議

昭和47年5月12日
参議院大蔵委員会

政府は、沖縄振興開発金融公庫設立の趣旨に則り、本公庫運営の充実強化に資するため、次の事項について留意すべきである。

- 1 本公庫の運営について、沖縄県民の意向を反映しうる適切な措置を講ずるよう努めること。
 - 2 本公庫の融資に当っては、農林水産業、中小・零細企業向け資金の確保に配意し、とくに、円経済への移行に伴い事業活動に支障を生ずることのないよう特別の措置を講ずること。
- 右決議する。